

# 貨物軽自動車運送事業に対する今後の安全対策

---

## 1 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）に対して、営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任※し、以下2つの講習受講を義務付ける。

- ・貨物軽自動車安全管理者講習：貨物軽自動車安全管理者の選任にあたり受講
- ・貨物軽自動車安全管理者定期講習：2年ごとに受講

※ 一般貨物自動車運送事業等を経営している場合、営業所において運行管理者として選任されているものを当該貨物軽自動車安全管理者として選任することも可

- 貨物軽自動車安全管理者を選任したときは、貨物軽自動車運送事業者の氏名又は名称、貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日、貨物軽自動車安全管理者の兼職※の有無等を届出させる。

※ 主に運転者や運行管理者と兼ねるかどうかを記載

- 既存の貨物軽自動車運送事業者における貨物軽自動車安全管理者の選任については、施行後2年の猶予期間を設ける。

## 2 業務記録の作成・保存の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）に対して、業務記録の作成及び1年間の保存を義務付ける。主な項目は以下の通り。：

- ① 業務の開始、終了及び休憩の日時
- ② 業務の開始、終了及び休憩の地点
- ③ 業務に従事した距離
- ④ 主な経過地点
- ⑤ （荷主都合により集貨又は配達を行った地点で30分以上待機した場合）  
集貨地点、集荷地点に到着した日時、荷役作業の開始及び終了の日時、附帯業務の開始及び終了の日時
- ⑥ （荷役作業等を実施した場合（荷役作業等が契約書に明記されている場合は、荷役作業等が1時間以上である場合に限る））  
集貨地点、荷役作業の開始及び終了の日時、荷役作業の内容、左記に掲げた事項に係る荷主の確認の有無

# 規制措置(案)

## 3 事故記録の保存の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者に対して、事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策等の記録、及びこれらの記録の3年間の保存を義務付ける。

## 4 国土交通大臣への事故報告の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者に対して、死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、運輸支局を通じて国土交通大臣への報告を義務付ける。

## 5 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け

- 一般貨物自動車運送事業者等に義務付けている以下の特定の運転者への指導・監督及び適性診断の受診を貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）の特定の運転者にも義務付ける：
  - ① 運転者として新たに雇い入れた者
  - ② 高齢者（65歳以上の者）
  - ③ 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- 上記について、既存の貨物軽自動車運送事業者については、施行後3年の猶予期間を設ける。
- また、貨物軽自動車運送事業者は、運転者の氏名、当該運転者に対する指導及び当該運転者の適正診断の受診状況等を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、これを営業所に備え置かなければならないことを義務付ける。

## スケジュール

法律は令和6年5月15日に公布済。今後の予定は以下の通り。

・本年11月を目途に、公布後6ヵ月以内に講習機関に係る登録の申請を開始

・来年度当初を目途に、公布後1年以内に貨物軽自動車運送事業者に対する規制を開始（既存の貨物軽自動車運送事業者における貨物軽自動車安全管理者の選任については施行後2年の猶予期間、特定の運転者への指導・監督及び適性診断の受診の義務付けについては施行後3年の猶予期間を設ける）